日本版クラスアクションと金融商品取引法

横山 淳

要　約

2011年８月、集団的消費者被害救済制度専門調査会は、消費者集合訴訟（日本版クラスアクション）の導入を提言した。12月には消費者庁が2012年通常国会への法案提出に向けた制度の「骨子」を取りまとめている。

現在の案は、米国の制度と比較して、原告適格が適格消費者団体に限られる、共通争点と個別争点に二段階に分けて審理される、消費者が参加するためにはオプト・インの手続が必要となる――などの特徴がある。

金融商品取引法との関連では、発行会社の有価証券報告書等の虚偽記載や業者の販売・勧誘規制違反などが対象となる可能性が当初指摘されていた。しかし、厳密に考えると、これらは個々の事案の個別性が強く、日本版クラスアクションの支配性の要件を、本来、満たさない案件であるように思われる。事実、「骨子」では金融商品取引法に基づく請求権は、原則、日本版クラスアクションの対象とはしない方針が示されている。

金融商品取引における投資者・消費者保護の取り組みは、一定の事案についての挙証責任の転換、金融ＡＤＲの創設、無登録業者による未公開有価証券の売付け等に対する民事ルールの整備などが進められてきた。まずは、これらの制度が適切に機能するように工夫することの方が先決だろう。

消費者、事業者の双方にとって納得性の高い制度の整備が求められる。

目　次

１章　はじめに
２章　集合訴訟（日本版クラスアクション）とは何か？
３章　金融商品取引法との関係
４章　金融商品取引法における消費者救済の最近の取り組み
５章　金融商品取引において求められる消費者救済とは？

1章　はじめに

2011 年 8 月 22 日、内閣府に事務局を置く、消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会は、「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」（以下、「専門調査会報告書」という）を公表した。これは、消費者被害の救済のための新たな訴訟制度である、消費者集合訴訟（集団訴訟）の手続モデル案などを提言するものである。これを受けて同年 12 月 9 日に、消費者庁は「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」（以下、「骨子」という）を公表している。こうした訴訟制度の代表例としては、米国のいわゆるクラスアクション制度が有名である。その意味では、「専門調査会報告書」や「骨子」は、日本版クラスアクションの導入に向けた制度設計の取り組みであると評価できるかもしれない。

わが国における消費者救済のための訴訟制度としては、消費者契約法に基づくいわゆる消費者団体訴訟が存在する。消費者団体訴訟とは、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法に違反する勧誘行為等が現に行われ、又はそのおそれがあるときに、事業者に対してその行為の差止めを求める制度である（消費者契約法 12 条）。この消費者団体訴訟は、実際に差止めを認める裁判例などもあり、消費者保護に一定の役割を果たしていると評価される。しかし、あくまでも「差止め」であることから、消費者被害の未然予防や拡大防止を図ることはできるものの、実際に生じてしまった被害について救済することには適さない制度であるとも指摘されている[1]。

このような問題を踏まえて、第 169 回国会（2008 年）での消費者契約法改正に際して、衆議院内閣委員会（2008 年 4 月 11 日）は「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入につい

図表 1　日本版クラスアクション導入に向けた経緯

2009年８月	内閣府「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」	「制度設計に向けた今後の検討の視点に関する整理」
同年９月	消費者庁・消費者委員会発足	「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」（注1）
同年11月	集団的消費者被害救済制度研究会設置	「加害者の財産の保全に関する制度を含め不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度のあり方について検討する」（注2）
2010年３月	閣議決定「消費者基本計画」（注3）	「被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討」
同年９月	「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」	新たな制度導入に向けた論点の整理と、４つの制度案を提示（２章２節参照）
2011年８月	「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」	日本版クラスアクションの導入を提言
同年12月	消費者庁「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」	「関係する法案を平成24年通常国会に提出することを目指して検討を進めております。」（注4）

（注1）消費者庁及び消費者委員会設置法附則６項
（注2）消費者庁のウェブサイト（http://www.caa.go.jp/planning/pdf/kouhyou091118.pdf）参照
（注3）2010年３月30日閣議決定、2011年７月８日一部改定。消費者庁のウェブサイト（http://www.caa.go.jp/planning/pdf/110708keikaku.pdf）に掲載されている
（注4）消費者庁のウェブサイト（http://www.caa.go.jp/planning/index10.html）
（出所）各種資料をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

1）「専門調査会報告書」p.8 など

て、引き続き検討すること」を求める附帯決議を行った[2]。同内容の決議は、参議院内閣委員会においても行われている[3]（2008 年 4 月 24 日）。

2011 年 8 月の「専門調査会報告書」は、こうした議論を踏まえ、消費者集合訴訟（集団訴訟）の手続モデル案を示した上で、提言の内容を踏まえ、「集団的消費者被害救済制度の創設のために必要な立法措置を早急に講ずるべき」ことを求めたのである。

なお、政府の「消費者基本計画」（2010 年 3 月 30 日閣議決定、2011 年 7 月 8 日一部改定）では、消費者被害の救済のための制度について「平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出を目指します」としていた。そのため、今後、消費者庁は、金融庁等も含めた各省庁との調整なども踏まえ、2012 年通常国会への法案提出に向けて準備・作業を進めており、2011 年 12 月には「骨子」がとりまとめられたことは前述の通りである。また、報道によれば、施行は 2013 年が想定されているもようである[4]。

本稿は、こうした新たな消費者救済のための訴訟制度創設に向けた動きを受けて、その金融商品取引法との関係について検討するものである。２章において集合訴訟制度の概要を紹介する。３章では、集合訴訟制度と金融商品取引法との関係が問題となり得る局面について検討を行う。４章では、最近、金融当局が進めている投資者救済のための施策をまとめる。以上の議論を踏まえて、５章において、金融商品取引の分野において求められる消費者救済のあり方と集合訴訟制度の関係について考察する。

２章　集合訴訟（日本版クラスアクション）とは何か？

１．集合訴訟の意義・趣旨

集合訴訟（集団訴訟）とは、一般に、「個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続」と説明される[5]。

事業者の過失・瑕疵等によって被害を受けた消費者は、その事業者に対して訴訟を提起して、損害賠償請求を行うことは可能である。しかし、個々の消費者が訴訟を提起することは、費用・労力などの点から、被害の程度によっては困難となることもあり得る。そこで、そのような個々の消費者による訴訟提起が困難な案件について、同種の被害を受けた多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることで訴訟の提起・追行を容易にしようというのが、集合訴訟（集団訴訟）であると整理することができるだろう。

もちろん、現行制度の下でも、同じ事件の複数の被害者が、共同して訴訟を起こすことは可能であり、実際にも行われている（いわゆる共同訴訟、民事訴訟法 38 条）。しかし、「費用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくいこと、消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴

2）衆議院の会議録議事情報（http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm）参照
3）参議院のウェブサイト（http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/169/pdf/k031690581690.pdf）参照
4）2011 年 8 月 4 日付日本経済新聞
5）内閣府国民生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」（2009 年 8 月）（以下、「2009 年報告書」という）p.16

訟に参加せず被害回復が得られていない消費者も多い」[6]との問題点が指摘されている。この点、集合訴訟であれば、訴訟手続への参加のハードルが下がることから、より多くの消費者の救済に寄与することが期待されている。

加えて、多数の消費者の損害賠償請求権を束ねる集合訴訟制度の下では、一つの訴訟手続で、その結果を幅広く適用させることが可能となり、事業者にとっても、「紛争の一回的解決を図る」[7]ことが期待できるとされている。

2．集合訴訟（日本版クラスアクション）の概要

1）「二段階型」モデル

「専門調査会報告書」が提言する消費者集合訴訟（日本版クラスアクションの手続）は、全体を次の二段階に分けて実施するというものである。

> （第一段階）事業者の責任原因など、対象となる消費者全体の共通の争点について審理する。
> （第二段階）第一段階の結果（判決、和解等）に基づき、個々の消費者が手続に加入（参加）して[8]、個別の争点（個々の消費者に対する具体的な損害賠償額など）について審理する。

これは、消費者庁の「2010年報告書」が示していた４つの案のうち、A案（いわゆる二段階型）と呼ばれるスキームに該当するものである。これはブラジルなどの制度をモデルにしたものとされている（３節参照）[9]。なお、「2010年報告書」が示していたA～D案を、そのポイント、訴訟の段階（一段階、二段階）、消費者の参加手続（オプト・アウト、オプト・イン）、賠償金額の確定方法の４つの観点から整理すると、おおむね図表２のようになるだろう[10]。

図表２　「2010年報告書」が示した４案

	特徴	訴訟の段階	消費者の参加手続	賠償金額の確定方法
A案 （いわゆる二段階型）	◇第一段階で共通争点、第二段階で個別争点を審理する。 ◇第一段階の結果（判決、和解等）に基づき、個々の消費者が手続に加入（参加）する。	二段階	オプト･イン （二段階目で加入（参加））	個々の消費者ごとに確定
B案 （いわゆるオプト･アウト型）	◇第一段階で共通争点、第二段階で個別争点を審理する。 ◇（一段階目で）除外の申出をした者を除き、全ての対象となる消費者に対して判決の効力が及ぶ。	二段階	オプト･アウト （一段階目で除外（離脱））	個々の消費者ごとに確定
C案 （いわゆる総額判決型）	◇除外の申出をした者を除き、全ての対象となる消費者の請求権の成否を一括して審理し、その被害総額について判決を行う。 ◇原告（適格消費者団体等）が勝訴すれば、事業者は、賠償金額総額をその適格消費者団体等に支払い、その適格消費者団体等が個々の被害者に分配する。	一段階	オプト･アウト	総額を確定（個々の消費者には適格消費者団体等が分配）
D案 （いわゆるオプト・イン型）	◇被害を受けた消費者を募り、適格消費者団体等が授権を受けて、申し出た消費者の請求権を束ねて審理、判決を行う。	一段階	オプト・イン	個々の消費者ごとに確定

（出所）「専門調査会報告書」「2010年報告書」等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

6）消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」（2010年９月）（以下、「2010年報告書」という）p.6。なお、三木（2010）p.4も参照
7）「専門調査会報告書」p.8
8）加入（参加）しなかった消費者には、クラスアクションの効力（判決、和解等）は及ばない、すなわち、救済の対象とはならない。ただし、加入（参加）しなかった消費者が、別途、従来型の訴訟を提起することは可能である。
9）「専門調査会報告書」p.9。なお、財団法人比較法研究センター（2010）参照
10）「専門調査会報告書」pp.9-10、西村高等法務研究所（2011）pp.25-32参照

これらの４つの案の中からＡ案を採用する理由として、「専門調査会報告書」は、次の理由から「消費者被害を救済する制度として、相応に実効性があると考えられる」ことを挙げている。

①「一段階目の手続において、共通争点が審理・判断され、その判決の結果を二段階目の手続において消費者が有利に活用することができる」
②「対象消費者の手続保障（筆者注：消費者が、自ら訴訟を起こすなどの権利を行使する機会を保障すること）の問題を回避することができる」
③「被害を受けた消費者が訴訟手続に関わりやすくなる」

すなわち、Ｄ案は、現行の共同訴訟制度と大差がないことから、「訴訟の帰すうが分からない段階では対象消費者が申出をためらう」（「専門調査会報告書」）ことが予想されるなど、制度の実効性が期待しにくいという問題点がある（前記①、③）。これに対して、Ａ案であれば、一段階目の手続（共通争点）の結果（判決、和解等）を見てから、手続に参加するか否かを判断できるため、消費者による訴訟手続への加入（参加）のハードルが低くなることが期待される。

また、Ｂ案、Ｃ案は、実質的にオプト・アウト（実際に申し出た者だけには、クラスアクションの判決等の結果が及ばない。申し出がなければ結果が及ぶ）を採用していることから、好むと好まざる

とにかかわらず、原則、全ての消費者にクラスアクションの判決等の結果が有利、不利にかかわらず及ぶこととなる。そのため、どのようにすれば、消費者自らが、訴訟を起こすなどの権利を行使する機会を十分に保障・確保できるか、という問題点がある[11]（前記②）。

こうした判断から、「専門調査会報告書」は、A案を採用したものと考えられる。

2）手続の流れ

「専門調査会報告書」および、消費者庁がとりまとめた「骨子」に基づいて、日本版クラスアクションの具体的な手続の流れをまとめると図表3、図表4のように整理できるだろう。

図表3　日本版クラスアクションの予定される手続の流れ（一段階目の手続）

事項	主体	内容	備考
1．訴えの提起	特定適格消費者団体	○「共通争点の確認の訴え」を提起する。 ●訴えを提起したときは、一定の事項を遅滞なく、インターネット等を利用して公告する。	○訴えの対象となる者（被告適格）は事業者（注1） ○対象となるのは次の請求権（注2） ①消費者契約が不存在若しくは無効又は取消し若しくは解除（クーリングオフを含む。）がされたことに基づく不当利得返還請求権 ②消費者契約に基づく履行請求権 ③消費者契約の締結又は履行に際してされた事業者（注3）の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権 ④消費者契約に債務不履行がある場合の損害賠償請求権又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権
2．共通争点に関する審理	裁判所	●「共通争点の確認の訴え」の要件を満たしているかを判断。 ●共通争点について審理。	●要件を満たさなければ却下（注4）。 ●原則、民事訴訟法の規律に従う。
3．判決	裁判所	○「共通争点の確認の訴え」に係る確定判決。	○判決の効力は、当事者（特定適格消費者団体、事業者）のほか、他の特定適格消費者団体（注5）や、二段階目の手続に加入した消費者（以下、加入消費者）（注6）に対しても及ぶ。 ○和解等により手続が完了することもあり得る。
4．上訴	原告（特定適格消費者団体）及び被告（事業者）	●原則、被告ともに上訴できる。	

○：「骨子」に基づく。●：「専門調査会報告書」に基づく
（注1）法人その他の団体及び事業を行う個人
（注2）金銭の支払いを目的とするものに限る。③④については契約の目的に生じた損害に係るものに限るとともに、人の生命・身体に損害が生じたときの当該損害に係るものを除く
（注3）消費者契約の相手方又は相手方になろうとする事業者のほか、勧誘をする事業者、勧誘を行わせる事業者、当該消費者契約の内容を定めた事業者、当該消費者契約の締結について媒介又は代理をする事業者、履行を補助する事業者をいう
（注4）「骨子」ではこれらの要件は、「相当多数の消費者」（多数性）、「共通する責任原因」（共通性）、「個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合はこの限りでない」（支配性、優越性）と整理されている
（注5）その結果、確定判決又はこれと同一の効力を有するもの（和解等）がある場合、他の適格消費者団体は、原則、「同一の事件」について、重ねて、クラス・アクションを提起することはできない。また、確定判決等がなされる前に、複数の適格消費者団体が同一の事件について訴えを提起した場合の対応については、移送や併合などを通じて訴訟を一本化することが想定されている
（注6）手続に加入しない個々の消費者が従来型の訴訟を提起することはできる
（出所）「骨子」「専門調査会報告書」をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

11）加えて、C案については、個々の被害者が特定されない状態での損害算定方法、分配手続・分配者に対する規律など、「制度設計上の課題が多数残されている」（「専門調査会報告書」）ことも問題点とされている。

図表４　日本版クラスアクションの予定される手続の流れ（二段階目の手続）

事項	主体	内容	備考
1．開始の申立て	特定適格消費者団体	○一段階目で（一部）認容判決が確定したとき、及び、被告が請求を認諾したときは、二段階目の手続の開始の申立てをする。	○一段階目の手続の原告であった適格消費者団体以外は、原則、申立不可。
2．開始決定	裁判所	○1．の申立てを受けて、二段階目の手続開始を決定。	○同時に、（消費者が）請求権の届出をすべき期間、（事業者が）認否をするための期間を定める。
3．通知・公告	申立てを行った適格消費者団体（以下、申立団体）	○手続に加入できる消費者に対して、個別通知・公告を行う。 ○事業者に対して、そのウェブサイト等に見やすいよう掲載するなど相当な方法による公告（広告）を求めることができる。	○対象となる消費者（以下、対象消費者）のうち知れている者に対し、相当な方法で個別通知。 ○インターネットの利用その他の相当な方法により公告。
	裁判所、申立団体	○裁判所は、申立団体の申立てにより、個別通知に必要な消費者の情報を事業者が提供するように命ずることができる。	○事業者が従わないときは、裁判所は過料に処すことができる。
4．個別請求権の届出（対象消費者の加入）	消費者	○二段階目の手続に加入する場合、申立団体に授権を行う（オプト・イン）。	
	申立団体	○裁判所に対し、授権を受けた消費者（以下、届出消費者）の個別請求権の届出を行う。	○届出書のほか、個々の対象消費者の請求権等について一覧表を作成し、裁判所に提出する。
5．認否	事業者	○事業者は、裁判所が定めた期間内に、認否をする。 ○事業者が異議を述べなければ、届出内容は確定 ○事業者が異議を述べた場合は、認否の効力が失われる。	○事業者は、認否表を作成し、裁判所に提出。 ●裁判所は、債権者表を作成。 ●争いのない請求権は確定し、債権者表の記載は確定判決と同一の効力を有する。 ○事業者が認めなかった個別請求権について、申立団体が一定期間の内に異議の申出をしなければ、個別請求権の不存在が確定する。 ○申立団体による申出があれば、6．の裁判所による決定手続に入る。
6．決定	裁判所	○裁判所は、認否に対して異議の申出があった個別請求権について（各消費者の請求権の存否、その額等）決定する。	○却下する場合を除き、申立団体、事業者を審尋しなければならない（注1）。 ○7．の不服申立てがなければ、決定は確定判決と同一の効力を有する。
7．不服申立て	届出消費者、申立団体、事業者	○決定に対して不服のある届出消費者、申立団体、事業者は一定期間内に異議の申立てをすることができる。	●届出消費者は、申立団体に授権をすることにより異議申立てすることも、自らが、異議申立てすることも可能。
8．通常の訴訟手続による審理・判決	裁判所	○適法な不服申立てがあったときは、個別請求権について訴えの提起があったものとみなす。	●原則、民事訴訟法の規律に従う。 ●請求を認容する判決については、申立団体が授権を受けている場合、事業者に申立団体への支払いを命じる。 ●通常の判決と同様、上訴することができる（注2）。

○：「骨子」に基づく。●：「専門調査会報告書」に基づく
（注1）具体的には、申立団体・事業者に対し、主張・資料の提出を求めるなどといった手続が行われるものと思われる（「専門調査会報告書」参照）
（注2）争いのある請求権について、和解等による解決がなされる可能性もあるものと思われる

（出所）「骨子」「専門調査会報告書」をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

あくまでも日本版クラスアクションを提起できるのは一定の要件を満たす特定適格消費者団体に限られる。個々の消費者が提起することは認められない[12]。なお、消費者は、この日本版クラスアクションに加入（参加）せず、自ら従来型の損害賠償請求訴訟を提起することは可能である。

当初、日本版クラスアクションの対象となる事案の範囲については、「専門調査会報告書」は、より広い範囲のものを想定していた。具体的には、不当利得返還請求権、債務不履行、瑕疵担保、不法行為による損害賠償請求権、金銭債権である法定の請求権や契約上の履行請求権のうち、次の基準のいずれかに該当するものを掲げていた。

ア　契約を締結する場面に関する虚偽又は誇大な広告・表示に関するもの
イ　同一の方法による不当勧誘、契約の解消に関するもの
ウ　契約の内容の不当性に関するもの（契約条項の無効に関するもの、契約条項の解釈に関するもの、契約内容による契約の無効・違法に関するもの）
エ　同一の瑕疵が存在する場合や同一の履行態様による事業者の提供する商品・役務の品質に関するもの

また、「専門調査会報告書」は、次のものについても、日本版クラスアクションの対象とすることを、なお検討するとしている。

◇個人情報流出事案
◇有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案
◇製品事故や食中毒等、商品・役務が通常有すべき安全性を欠いていたことにより拡大損害が生じた事案

これに対して、「骨子」は、図表３の１．①～④に示すように対象事案の範囲を「専門調査会報告書」よりも狭めて、消費者契約に基づく請求権や民法上の不法行為に基づく請求権などに限定している。

3．各国における立法例

いわゆるクラスアクション制度やその類似制度の立法例は、①離脱の手続を行った者を除き全ての権利者が訴訟の対象となり、判決等の効力も及ぶ「オプト・アウト型」、②参加の手続を行った者のみが訴訟の対象となり、判決の効力も及ぶ「オプト・イン型」、③共通争点と個別争点を二段階に分けて審理する「二段階型」の３つ、あるいは④「オプト・アウト型」と「オプト・イン型」を併用する「併用型」を加えて４つに分類されることが多いようだ[13]。

このうち「オプト・イン型」はわが国における共同訴訟制度に近いものと考えられるので、本節では、それ以外の３つのタイプについての立法例を見てみたい。

1）オプト・アウト型（米国、カナダなど）

「専門調査会報告書」や「骨子」が想定する日本版クラスアクションとの比較において、クラスアクション制度の代表例である米国の制度[14]の

12）個々の消費者が、特定適格消費者団体に日本版クラスアクションを提起するように要望することは、あり得ると思われる。また、そうした要望が実際の日本版クラスアクションの端緒となることも考えられるだろう。もっとも、要望があったからといって、必ずしも日本版クラスアクションが提起されるとは限らないだろう。
13）三木（2010）p.7、鹿野（2010）p.17 など参照
14）「2009 年報告書」pp.16-18、参考 17 など

大きな特徴は、原告適格を個々の消費者が有する（つまり、誰でも訴えを起こせる）ことと、判決等の効力が有利・不利にかかわらず（離脱の手続を行った者を除く）全てのクラス構成員に及ぶという点である。また、クラス全体の損害のみ確定する総額判決も可能である（前記２節１）のＡ～Ｄ案の中ではＣ案に近い）。

米国のクラスアクション制度は、政府による企業への懲罰が困難なため、民事的な懲罰を受けさせようという思想で導入されていると説明されることが多い。しかし、いわゆる濫訴を招いているとの批判が強いことも事実であろう（４節参照）。

米国型のクラスアクション制度を採用する国は比較法的に見ても少数派とされているが、例えば、カナダ（オンタリオ州）の立法例などは米国型（オプト・アウト型）に分類されている[15]。ただし、審理が共通争点と個別争点の二段階に分かれる点は（カナダ・オンタリオ州クラス訴訟法 11 条など）、後述３）の二段階型に近い構造を持っている（前記２節１）のＡ～Ｄ案の中ではＢ案に近い）。

２）併用型（ノルウェー、デンマークなど）

原則は、オプト・イン型を採用した上で、一定の要件を満たした場合にはオプト・アウト型を認めるという併用型の制度としては、ノルウェーやデンマークの立法例がある。

ノルウェーの場合[16]、原告の申立てに基づき、裁判所が、次の要件をいずれも満たすと判断した場合には、オプト・アウト型で手続が進められることとなる（ノルウェー民事紛争における調停及び訴訟に関する法律 35-7 条）。

①金額が非常に少額で、権利者のうち相当多数の者が訴訟を提起しないことが推測される。
②個別審理の必要な争点がない。

また、ノルウェーのクラスアクション制度では、原告適格が個々の消費者と、消費者団体などの民間団体や公的機関の双方に認められている点も特徴と考えられる（同法 35-3 条）。

３）二段階型（ブラジルなど）

前記２節の通り、「専門調査会報告書」や「骨子」が想定する日本版クラスアクションは、「二段階型」に分類される手続である。このモデルは、ブラジルの立法例であるとされている。具体的には、ブラジルの消費者保護法では、原告適格を一定の機関（政府機関も含まれる）・団体に限定した上で（同 82 条）、まず、共通争点について概括給付判決を行い（一段階目）、次いで個別争点について判決清算手続がなされる（二段階目）という制度が採用されている[17]。

なお、フランスでクラスアクション制度の導入が検討されたブレトン（BRETON）法案も、二段階型に分類されるモデルである[18]。ただし、フランスは同法案を取り下げ、クラスアクション制度の導入は事実上凍結されている。

４）その他

前記１）～３）のほか、特徴的な立法例としては、例えば、次のものが挙げられる。

（訴訟ではなく）多数被害者のための裁判外の和解について、裁判所がオプト・アウトの効果を

15）大村（2009a）、（2009b）
16）三木（2009a）、（2009b）
17）三木・尾島（2010）
18）山本・荻野（2010）pp.109-112

与えるものとして、オランダの立法例がある[19]。

「広く薄い」消費者被害案件の問題の本質を、少額損害の賠償よりも、事業者が保持する不当利得を吐き出させる点にあると考えれば、消費者の請求権を束ねて行使させるよりも、むしろ、当局や消費者団体自身が、事業者から直接、不当収益をはく奪する制度の方が、合理的だとも考えられる[20]。こうした立法例としては、例えば、ドイツの不正競争防止法に基づく消費者団体等による利益はく奪請求制度が挙げられることが多い[21]。なお、ドイツの利益はく奪請求制度では、はく奪した利益は消費者に交付されるのではなく国庫に納付される[22]。その意味では、わが国における課徴金制度も、これに近い性質を有しているとみることも可能だろう。

4．集合訴訟（クラスアクション）に対する批判

消費者被害の救済策として、いわゆるクラスアクション制度を活用するメリットについては、「消費者一人当たりの負担も軽減され、被害救済を図ることが可能」（「2010 年報告書」）、「紛争の一回的解決を図ることにより…（中略）…事業者にとっても、個々の消費者との紛争を別々の手続において解決するよりも、応訴負担を軽減し、裁判所における公正な手続の下で多数の消費者との紛争の解決を図ることができる」（「専門調査会報告書」）といった指摘がある。

その一方で、例えば、次のような点から、いわゆるクラスアクション制度が、消費者被害の適切な救済策として機能することについて、疑問とする声もある。

◇クラスアクションの先進国である米国では、いわゆる濫訴が社会問題化した。
◇和解等の内容によっては、必ずしも消費者被害の救済とはならないケースもある[23]。
◇いわゆる悪質業者だけではなく、中小企業を含む健全な一般事業者であっても、わずかでも過失・瑕疵等が認定されれば、訴訟の対象となり得る[24]。
◇事業者側に過失・瑕疵等が認定されれば、実際には被害が発生していない場合であっても、多額の損害賠償義務が課される可能性がある[25]。
◇クラスアクションのリスクに伴う事業者の

19）長谷部（2009a）、（2009b）
20）はく奪した収益を何らかの形で被害者に還元すれば、消費者の損害の回復にも寄与するとの指摘もある（鹿野（2010）p.24）。
21）「2009 年報告書」pp.26-28
22）21）と同様
23）具体的な事例としては、被告企業のクーポン（商品券等）で和解する、いわゆるクーポン和解が挙げられることが多い（西村高等法務研究所（2011）pp.44-45 の石井輝久弁護士のコメント参照。なお、米国の事例について西村高等法務研究所（2011）pp.189-190 参照）。また、この問題に関連して、落合誠一中央大学法科大学院教授は「アメリカのクラス・アクションでよく言われていますように、いわばロイヤーズ・パラダイスになってしまうというのであれば、それは問題です。クラス・アクションをもっぱら遂行した弁護士が非常にたくさんの報酬を得る一方で、被害者はたいした利益がないとなれば、これは一体何のための制度かということになるわけです」と指摘している（西村高等法務研究所（2011）pp.13-14）。
24）西村高等法務研究所（2011）pp.55-56 の武井一浩弁護士のコメント、武井（2011）pp.97-98 参照
25）具体的な事案としては、1999 年に発生した、日本の電機メーカーが製造したパソコンに不具合があったため、米国でクラス・アクションが起こされ、その不具合は通常考えられないような過酷な使用状態の下でなければ顕在化せず、実際に被害は発生していないにもかかわらず、巨額の和解金の支払いを余儀なくされたという案件が、しばしば取り上げられる。西村高等法務研究所（2011）p.64、pp.182-186 参照

コスト増加は、最終的には、価格等を通じて一般消費者に転嫁される可能性がある。

こうした批判に対して、これらの弊害は、クラスアクション制度それ自体に原因があるのではなく、弁護士の報酬制度、民事陪審、懲罰的損害賠償など米国の訴訟制度固有の様々な制度や法慣習などに由来するものだとの反論もあるようだ[26]。

なお、「専門調査会報告書」や「骨子」が想定する手続モデル（「二段階型」）についても、次のような技術的な問題点が考えられる。

◇「一段階目」、「二段階目」と訴訟手続が二段階に分かれているため、「地裁→高裁→最高裁」というプロセスを２周しなければならない可能性があり、（「二段階目」の手続を簡素化するとしても）解決までの期間が長期化する懸念がある[27]。

◇「一段階目」の訴訟で事業者側が勝訴すれば、適格消費者団体は同一の訴えを提起することはできないが、消費者自身が個別に訴えを起こすことは可能である。そのため、事業者側としては、必ずしも「紛争の一回的解決を図る」メリットを享受できる訳ではない[28]。

◇「二段階目」への加入を申し出た消費者のみが救済の対象となること（実質的なオプト・イン）から、最終的に、申出を失念して、救済を受ける機会を逸する消費者が出てくる可能性がある[29]。

3章　金融商品取引法との関係

1．総論

消費者集合訴訟（日本版クラスアクション）が導入された場合、金融・証券市場における投資者保護を規律する金融商品取引法の分野において、どのような影響が生じるであろうか。もちろん、金融商品取引法による投資者保護に関する規定の多くは、権利・義務の発生等（例えば、法定開示書類に虚偽記載を行った発行会社に対して、その証券の取得者は損害賠償請求権を有するなど）を定める実体法としての性格を有している。それに対して、消費者集合訴訟（日本版クラスアクション）は、権利を実現するための訴訟手続を定めるものである（訴訟法、手続法）。その意味で、両者の役割は明確に分かれているという考え方もあり得るだろう。しかし、訴訟手続が変わることで、権利を実現するためのハードルが変わることも考えられる。例えば、従来は、実現困難であった権利が、訴訟手続が変わることで容易に実現可能となるということも起こり得る。そのような場合、実体法それ自体に変更はないものの、実体法の解釈・運用は大きく転換せざるを得なくなる可能性もあるだろう。その意味で、日本版クラスアクションという新たな訴訟手続の導入が、実体法として

26）三木・奥宮（2009）p.26
27）西村高等法務研究所（2011）p.138 の矢嶋雅子弁護士のコメントなど参照。また、他の要因も影響している可能性もあるが、同様の二段階型を採用しているブラジルでも裁判手続に時間がかかることが指摘されている（三木・尾島（2009）p.139）。
28）この問題について、「骨子」では、移送、併合、中止などの手続により、運用上、訴訟手続の一本化を図ることを想定しているようである。
29）もちろん、消費者が個別に訴訟を提起することは可能である。しかし、そもそもクラスアクション導入の目的が、個別に訴訟を提起することが困難な消費者の救済にある以上、上記の問題は残るといえるだろう。

金融商品取引法の解釈・運用に影響を及ぼすこともあり得るだろう。

また、金融商品取引法の中には、投資者保護（救済）を目的とした手続を定めた部分も存在している。例えば、指定紛争解決機関（以下、「金融ＡＤＲ」という）に関する規定（金融商品取引法 156 条の 38 以下）は、その代表的な例である。また、訴訟において、実質的に挙証責任を投資者から事業者に転換する規定が設けられている場合もある。例えば、金融商品取引法上、有価証券報告書等の虚偽記載について、一定の要件のもとでの推定損害規定（次節参照）が設けられているが、これは実質的に虚偽記載と損害額との相当因果関係の挙証責任を投資者（消費者）から発行会社（事業者）に転換したものと評価される。日本版クラスアクションが導入された場合、こうした金融商品取引法（およびそれに関連する法令）上の特別な手続との関係が問題になることが予想される。特に、これらの特別な規定は、わが国においてクラスアクション制度が存在しないことを前提に投資者（消費者）利益を保護する観点から設けられた側面があったことも、重要な論点となり得るものと考えられる。この点について、「骨子」が対象事案を民法上の不法行為責任等に限定しているのは、こうした金融商品取引法上の手続規定との衝突を回避する意味もあるものと考えられる。

以上の考えを踏まえて、金融商品取引において保護されるべき消費者（投資者）の利益は何か、そして、その保護（救済）の手段としてクラスアクションはなじむのかについて検討したい。本節ではまず保護されるべき消費者（投資者）の利益についての基本的な考え方について検討してみたい。

日本版クラスアクション導入の主要な目的は「消費者保護（救済）」である。一方、金融商品取引法も「投資者の保護」をその重要な目的の一つとしている（金融商品取引法 1 条）。その意味では、両者の目的には共通点があることは事実であろう。しかし、厳密に考えれば、保護（救済）の対象が「消費者（consumer）」なのか、「投資者（investor）」なのかは、非常に難しい問題を内包している。

「投資者保護」と「消費者保護」の相違点については、様々な議論がある。一般的には、「投資者保護」は、十分な情報が提供されれば合理的な判断を下すことができる者を想定していると考えられる。この場合、投資者と発行会社・業者等との間にある情報の非対称性が大きな問題となる。従って、情報優位にある発行会社・業者等に対して、情報の非対称性を解消する義務を課し、その義務を果たさなかった場合には、被害を受けた投資者に対して損害賠償責任を負わせるというのが、合理的な保護・救済策ということになるだろう。このことは、例えば、金融商品取引法において、情報開示や説明義務などといった規制が整備されていることからも理解できるだろう。それに対し、「消費者保護」は、十分な情報が提供されても合理的な判断を下すことができるとは限らない者を想定していると考えられる[30]。この場合、生じた損害についての責任は、消費者に負わせるべきではなく、それを製造・販売した業者が全面的に負うべきだという議論に結びつきやすい。例えば、消費者契約法が、消費者の利益を一方的に害する契約条項を無効とする規定を設けていること（消費者契約法 10 条）は、契約の無効に基づ

30）千葉（2011）pp.69-70 など参照

く不当利得の返還義務を一方的に事業者に負わせるものとみることができるだろう。また、民法（債権法）改正に向けた検討の中に盛り込まれている「消費者と事業者との間の売買契約に関する特則」（例えば、消費者契約を不当条項規制の対象とする）[31] などの問題も、同様に考えることができるだろう。

その意味では、「消費者保護」の方が「投資者保護」よりも、より広い範囲に対して、より手厚い保護を求めるものだということができそうだ。そのように考えれば、金融市場法としての金融商品取引法に基づく「投資者保護」の規律に、消費者法上の「消費者保護」の観点から補完する制度を設けること自体は、理論上、直ちに不合理というわけではないともいえそうである。

しかし、金融市場法に基づく「投資者保護」の規律の現実に照らして考えてみると、その保護（救済）対象者や保護（救済）方法などの点で、理念的に想定されるほどの大きな違いが「消費者保護」との間にあるようには思われない面もある。言い換えれば、今日、「投資者保護」と「消費者保護」の境界線は、確実に曖昧になりつつある。

例えば、「投資者保護」を目的とする金融商品取引法は、近年、「消費者保護」的な傾向も強めている。例えば、法定書面の交付に当たり、単に、その内容を説明したというだけでは不十分で、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」を金融商品取引業者等に義務付けている（いわゆる説明義務の実質化、金融商品取引業者等に関する内閣府令 117 条 1 項 1 号）。この規制は、単に、業者と顧客との間の情報の非対称性を解消するということにとどまらず、どのような「方法及び程度による説明」を行っても理解することができない顧客には説明義務を果たすことができない（＝販売できない）という効果を生じることとなる。また、一定の金融商品取引については、適合性原則の遵守をおよそ期待できないとして、勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問し又は電話をかけて勧誘することを禁止する「不招請勧誘の禁止」も、情報の非対称性の解消だけでは説明がつかない規制だといえる（金融商品取引法 38 条 4 号）。

他方、金融市場法制の中で「投資者の保護」ではなく、「消費者の保護」を目的として掲げている立法例として、英国の 2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000、以下、「英金融サービス市場法」という）がよく知られている（英金融サービス市場法 2 条（2）(c)）。しかし、同時に、英金融サービス市場法は、監督当局がどの水準の保護が適切かを考慮する際には、「消費者は、自らの決定に責任を負うべきとの一般原則」を配慮することを求めている（同 5 条（2）(d)）。これは明らかに「自己責任原則」（「投資者保護」の理念的な柱）を定めたものであり、その意味では、英金融サービス市場法は、十分な情報が提供されても合理的な判断を下すことができるとは限らない「消費者」を想定しているとは必ずしも言い切れない。

同様のことは、米国の「ドッド・フランクウォール街改革及び消費者保護法」（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下、「ドッド・フランク法」という）についても当てはまる。すなわち、ドッド・フランク

31）法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」第 31.1、第 62.2 参照

法は、「消費者保護」を目的とする消費者金融保護局（Bureau of Consumer Financial Protection）を創設する一方で、証券関連分野は従来どおり「投資者保護」を目的とするＳＥＣの所轄としている（ドッド・フランク法 1002 条（15）など参照）。この点は、ドッド・フランク法が、必ずしも「消費者保護」と「投資者保護」を全く異なる概念とは捉えていないことを示しているようにも思われる。

このように両者の境界線が曖昧になりつつある今日において、単純に新たな「消費者保護」の規律で従来型の「投資者保護」の規律を補完するという整理を行うことは適切ではないものと考えられる。現実的には、具体的な被害の性質を踏まえて、次のようなポイントを個別に検討していくよりほかはないように思われる。

◇必要とされる救済方法（画一的な対応か、個別的な対応かなど）は何か。
◇それが金融商品取引法の枠組みで救済されているのか。
◇追加的な救済の仕組みが必要であるとして、日本版クラスアクションによる救済がそれに馴染むか。

２節以降では、具体的に想定される各種の事例に基づき、消費者（投資者）保護（救済）の手段としてクラスアクションがなじむのかを検討したい。

2．有価証券報告書等の虚偽記載

有価証券報告書等に虚偽記載を行った発行会社は、その有価証券の取得者に対して損害賠償責任を負うこととされている（金融商品取引法 21 条の２）。しかも、この損害賠償責任は、無過失責任（故意・過失がなかったとしても責任を免れない）とされている[32]。

「骨子」に基づけば、こうした金融商品取引法に基づく請求権が、直接、日本版クラスアクションの対象となることは考えにくく、あくまでも民法上の不法行為責任（従って、無過失責任とはならない）として提起される可能性があるにとどまるものと考えられる。しかし、「専門調査会報告書」では、当初、こうした有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案についても日本版クラスアクションの対象とすることについて、「金融商品取引法における規定との整合性等にも配慮しつつ、引き続き検討すべき」と肯定的な考え方を示していた[33]。これは「2010 年報告書」が、「虚偽の有価証券報告書開示等による証券被害事案」について、「株券の電子化に伴い保有者の特定が可能」であることなどを理由に、「被害者の特定が比較的容易であり、被害内容が定型的と思われる事案」に分類していることを受けたものと考えられる[34]。つまり、上場会社による有価証券報告書等の虚偽記載を前提にすれば、日本版クラスアクションの対象案件となる３要件、多数性（上場会社の株主全てが対象で、その「特定が比較的容易」）、共通性（虚偽記載という同一の原因に基づく被害）、支配性

32）小谷（2007）p.411、近藤・吉原・黒沼（2009）p.277 など参照
33）「専門調査会報告書」p.17。同様に肯定する見解として、千葉（2011）pp.74-75 など
34）「2010 年報告書」資料６参照

（「被害内容が定型的」で個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている）をいずれも満たすという趣旨であろう。しかし、このような整理には疑問が残る。

まず、多数性についてみると、確かに、上場会社の株主については、株券電子化に伴い、振替口座を開設している口座管理機関（証券会社など）に対して、自分の振替口座に記載・記録されている事項を証明した書面等の交付・提供請求を行うことができる（情報提供請求、「社債、株式等の振替に関する法律」277 条）。その意味では、相当に多数の被害者がいて、かつ、その「被害者の特定が比較的容易」な面があることは事実である。また、発行会社についても、「正当な理由」があれば、自社の株主について情報提供請求を行うことが認められている（「社債、株式等の振替に関する命令」61 条２号）。これを日本版クラスアクションの二段階目の手続への加入を促すための通知に活用することも、理論上、可能だろう。

しかしながら、現時点における保有者ではなく、過去にさかのぼって、ある期間において特定の銘柄の残高が振替口座に記録されていた者を全て特定することは、現在の株式振替制度をもってしても極めて困難である。加えて、有価証券報告書の提出義務が生じるのは、上場会社に限られるわけではない。例えば、非上場会社であっても、有価証券（社債など）の募集又は売出しを行い、それに伴って有価証券届出書や発行登録追補書類を提出した会社や、株主数が一定以上の会社についても有価証券報告書の提出義務が課されることとなる（金融商品取引法 24 条１項３、４号）。これらの会社については、その発行する有価証券の電子化は義務付けられてはいない。これらの点から、有価証券報告書等の虚偽記載案件は、必ずしも「被害者の特定が比較的容易」な案件とは言い切れないだろう。ただし、これらの点については、証券の電子化の範囲を拡大し、システムの改良をすれば解決できるとの反論も考えられるだろう。

それ以上に問題となり得るのは、有価証券報告書等の虚偽記載が、果たして「被害内容が定型的」（支配性）と呼べるか否かである[35]。おそらく有価証券報告書等の虚偽記載に伴う証券被害の「被害内容が定型的」と主張する論者は、一定の算式に基づく額を損害の額とすることができる金融商品取引法上の損害推定規定（金融商品取引法 21 条の２第２項）や、損害推定規定の適用がない事案において、損害額についての算定方法を示したいわゆる西武鉄道株事件の最高裁判決（2011 年９月 13 日）を念頭に置いているものと思われる。確かに、これらの法令や判例が適用される範囲では、「被害内容が定型的」と考えられるかもしれない。しかし、これらの法令や判例が、全ての有価証券報告書等の虚偽記載に伴う証券被害に妥当するかは、疑問が残る。

まず、金融商品取引法上の損害推定規定（金融商品取引法 21 条の２第２項）である。確かに、この規定は、有価証券報告書等の虚偽記載による有価証券保有者の損害額を、虚偽記載等の事実が公表された日（以下、公表日）を基準とする次の算式で算定することを認めている。

35）「被害内容が定型的」について、「2010 年報告書」は、「①事業者が通常有する資料により債権額が計算可能であるもの、②商品の購入数量等比較的容易に把握し得る指標を元に、一定の計算方法により計算すれば債権額が定めるものをいう」と定義している（「2010 年報告書」資料６参照）。

推定損害額[36]＝公表日前１ヶ月間の平均市場価額[37]－公表日後１ヶ月間の平均市場価額

しかし、この推定損害額を利用できるのは、あくまでも公表日前１年以内に有価証券を取得し、継続して所有している株主に限定されている。言い換えれば、この要件に該当しない株主（例えば、虚偽記載等が行われる前から長期保有していた株主など）は、推定損害額に関する規定を利用することはできず、自分で虚偽記載と相当因果関係のある損害額を立証しなければならないこととなる。

こうした制約が設けられている理由は、「虚偽記載の事実が長く隠蔽されていると、時間の経過とともに、その情報の重要性が失われていく」[38]ためと考えられているようだ。この考え方を前提にすれば、金融商品取引法は、公表日前１年以内に有価証券を取得した株主の間では「被害内容が定型的」である蓋然性が高いが、それ以前に取得した株主については、「時間の経過」とともに、「被害内容が定型的」ではなくなっていると判断しているようにも思われる。

そもそも、この推定損害規定は、発行会社の責任を無過失責任とすることと併せて、「日本にはクラスアクション（集団訴訟）制度がないこと」を前提に導入されたという経緯がある[39]。従って、いわゆるクラスアクション制度と整合的な構造になっているとは言い難い。有価証券報告書等の虚偽記載について、日本版クラスアクションの対象事案とするのであれば、これらの制度（推定損害規定、無過失責任）も見直すべきとの主張も十分に考えられる[40]。その意味で、「骨子」が、こうした金融商品取引法に基づく請求権を、直接、日本版クラスアクションの対象としていないのは妥当だと考えられる。

一方、損害推定規定の適用がない西武鉄道株事件は、民法上の不法行為責任が問われる場面でも援用される面があるかもしれない。西武鉄道株事件で最高裁判決は、虚偽記載と相当因果関係のある損害の額について「取得価額と処分価額との差額を基礎とし、経済情勢、市場動向、当該会社の業績等当該虚偽記載に起因しない市場価額の下落分を上記差額から控除して、これを算定すべき」との考え方を示している。確かに、これも損害額について一定の算式で計算できるという意味で、「被害内容が定型的」と考える根拠になり得る面があることは事実だろう。

しかし、この事案は、実質的な親会社の保有する株式数を過小に記載するなどの行為が問題となり、「上場廃止を回避するまでに至った可能性は極めて乏しかった」（同最高裁判決）案件であった。つまり、虚偽記載等がなければ、そもそも上場を維持することは認められず、従って、投資者がこれを取得することもなかったという前提に基づく司法判断であったと考えられる。その意味では、これと同じ考え方が、全ての案件に妥当する

36）ただし、「取得価額－（請求時の市場価額又は処分価額）」が上限と考えられる（平成 21 年 12 月 16 日東京高等裁判所判決（平成 20 年（ネ）第 3757 号、いわゆる「ライブドア株式機関投資家訴訟控訴審判決」）参照）。
37）市場価額がないときは、処分推定価額
38）黒沼（2004）p.6。ただし、黒沼（2004）p.6 は推定損額を活用できる者の範囲にこのような限定を設けることは「理論的には正しくない」と主張している。
39）金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（2003 年 12 月 24 日）p.17
40）無過失責任について、武井（2011）参照

とは限らない。

このように見ていくと、有価証券報告書等の虚偽記載に係る消費者被害は、果たして日本版クラスアクションの要件のうち、多数性、共通性はともかく、支配性（個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている状態）を認めることができるのか、疑問の残る案件だと考えられる。

そもそも、金融商品と一般的な消費財とでは、消費者（投資者）がそれを購入することの意味は大きく異なっている。一般的な消費財を購入するのは、通常、その目的に沿って使用するためであり、その意味で、購入者をまとめて一つのクラスと考えることに違和感はない。しかし、金融商品の場合、それ自体は使用・消費できるものではなく、別にある何らかの目的を実現する手段の一環として、通常、購入されるものである。その結果、同一の金融商品であったとしても、その購入の事実のみで一つのクラスを構成させることには通常、違和感がある。例えば、投資手法は、投資者によって多種多様であり、虚偽記載による影響も、その投資者がどのような投資手法を組み合わせているかによって異なってくる。例えば、虚偽記載に係る有価証券を取得したものの、デリバティブなどを通じて、実質的にポジションを解消している投資者も存在し得る。こうした投資者の場合、形式的には虚偽記載に係る有価証券を取得し、保有しているものの、実質的な損失は生じてないことも考えられる。極端な場合、空売りを組み合わせている投資者については、逆に利益が生じていることも起こり得る。

投資目的も、投資者によって多様である。キャピタル・ゲインを目当てに投資している投資者と、政策投資目的や株主優待目的で投資している投資者とでは、同じ事案であっても、その投資目的に照らして、受けた損害の大きさは同じとは思われない。

こうした支配性に係わる問題を解消するために、日本版クラスアクションにおけるクラスの構成員となる要件を厳格化あるいは細分化するという方法が考えられるかもしれない。しかし、厳格化すれば、クラスに加われない株主が増加することとなるし、細分化すればクラス間の公平性・平等性をどのように担保するかという問題が生じる。仮に、その上場会社が、日本版クラスアクションを通じて多額の賠償金を支払うこととなった場合、その会社からの資産流出や株価下落などを通じて、結果として、クラスに加われなかった株主が損害賠償額を実質的に負担することになるのではないか、という問題が生じることとなる。加えて、有価証券報告書等の虚偽記載が、それ単独で発生したものではなく、より広範な不祥事や事故などの一環として発生した場合には、さらに複雑な問題が考えられる。

例えば、上場会社が公募増資を行った直後に、重大な不祥事の発覚や事故が発生し、その不祥事や事故に関して法定開示書類の虚偽記載の問題が浮上したとする。この場合、公募増資により株式を取得した投資者（有価証券届出書等の虚偽記載）と、取引所での売買を通じて株式を取得した投資者（有価証券報告書等の虚偽記載）とでは、同じクラスを構成するのか否か、異なるクラスとすれば、どの程度クラスが細分化されるのか、株式の取得時期や方法によって有利不利が生じないか、などといった難しい問題が想定される。

加えて、その企業が不祥事や事故の結果、破綻した場合（例えば、破産法適用、会社更生法適用により100％減資など）、これらの株主は（株主

としての権利は失うものの）法定開示書類の虚偽記載を理由とした損害賠償請求権を有する債権者として取り扱われることとなるものと考えられる。この場合、他の破産債権者、更生債権者との関係が問題になるものと思われる。

例えば、本来、株主は社債権者に比較して、会社財産に対する請求権は劣後する地位にある。しかし、有価証券報告書等の虚偽記載が発生したことによって、その請求権の一部が債権となって、社債権者と同等の地位に繰り上がることとなる。社債も公募されていたとすれば、社債権者も同じ有価証券報告書等の虚偽記載による被害者であることはいうまでもない。

さらに、その虚偽記載の原因となった不祥事や事故そのものにより、生命、身体、生活などに重大な被害を受けた被害者がいる場合、問題はより深刻である。すなわち、１件１件は小さいが「広く薄く」束ねられることで巨額化した日本版クラスアクションに基づく請求権が出現することによって、真に重大な被害を受けた被害者が、破産手続、会社更生手続の中で受領できる金額が圧迫されるという事態も生じ得ることとなる。

３．販売・勧誘規制違反

金融商品取引等を巡る紛争としては、適合性原則違反や説明義務違反に関する案件が多く見受けられる[41]。その意味では、こうした案件が日本版クラスアクションでも取り上げられるのか、が重要な論点となり得る[42]。前記２節の有価証券報告書等の虚偽記載と異なり、金融商品取引法上は、適合性原則違反や説明義務違反に関する特別の民事責任規定を設けていない。ただし、金融商品販売法には説明義務違反等についての損害賠償責任に関する挙証責任の転換や損害推定規定が設けられている（金融商品販売法５、６条など）。もっとも、前述のように、「骨子」は、こうした特別法に基づく請求権を、原則、日本版クラスアクションの対象事案にしていないため、請求は（挙証責任の転換などのない）民法上の不法行為責任（民法 709 条）などに基づく請求として行われるものと考えられる。

そもそも、金融商品取引法上の適合性原則や説明義務は、前述の通り、事案ごとの個別性が強い案件である。すなわち、法令上、顧客の属性に応じた販売、勧誘、説明が要求されていることから、紛争の場面においても、その顧客に対して実際にどのような説明を行ったのか、その顧客の有している取引に対する知識・財産・経験等がどれくらいであったか、といったことが問題となる。従って、金融商品取引業者等が金融商品取引法上の適合性原則や説明義務を遵守している限り、日本版クラスアクションの対象事案となる要件のうち、多数性は認められても、共通性（責任原因を基礎付ける共通した事業者の行為が特定されること）や支配性（個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている状態）の要件を満たさないものと考えられる。

また、仮に、特定の顧客との間で、金融商品取引法上の適合性原則違反や説明義務違反が認められたとしても、直ちに、他の顧客との間でも適合

41）証券・金融商品あっせん相談センター「最近のあっせん・苦情・相談の特徴について」（http://www.finmac.or.jp/html/tokei/pdf/highright/highlight_20114-9.pdf）、同「あっせん状況について（平成 23 年９月）」（http://www.finmac.or.jp/html/tokei/pdf/assen/110913hp.pdf）参照

42）肯定する見解として、千葉（2011）pp.75-76 など

性原則違反や説明義務違反があったと断定することはできない。すなわち、顧客Aにとって不適切な金融商品を販売したとしても、直ちに、同一の金融商品を販売した顧客Bにとっても、それが不適切な商品だったということはできない。また、顧客Cに不適切な説明がなされたからといって、直ちに、顧客Dにも同一の説明がなされたということはできない。従って、この場合において、その違反行為に対して金融商品取引法に基づく制裁（業務停止など）が行われるとしても、その違反行為を原因とする損害については、共通性、支配性の観点から、一般に、日本版クラスアクションになじむとは考えにくい。実際、過去の判例においても、顧客の知識、投資経験、職業などに応じて、業者による説明義務の範囲や、説明義務違反があった場合の過失相殺割合の多寡について異なる判断を下している事例が確認できる[43]。

もっとも、こうした議論は、業者が、実際に個々の顧客に応じた適切な販売、勧誘、説明に努めていることが前提となることも事実だろう。例えば、勧誘資料やマニュアルなどを通じて、同一の勧誘行為が反復、継続されているような場合には、「専門調査会報告書」が対象事案として想定していた「同一の方法による不当勧誘、契約の解消に関するもの」に該当するものとして、運用上、日本版クラスアクションの対象とされやすくなる可能性も否定できないように思われる。

こうした考え方に基づけば、業者にとっても、その対応を大きく見直す必要に迫られる可能性があるだろう。例えば、説明書類に確認印をもらうという対応は、説明を行ったことの証跡にはなるものの、顧客属性に応じた対応を行ったという証跡にはならない。むしろ、同じ説明書類を使って同一の勧誘行為が反復、継続されていたと認定される（すなわち、日本版クラスアクションに持ち込まれる）リスクが生じる懸念がある。その意味では、実際に顧客ごとにきめ細かい説明対応がなされることに加え、その事実に関する証跡を残すことが一層求められる可能性があるだろう。

4．法定書面の交付との関係

前記３節と同様の問題は、契約前交付書面、目論見書などといった多数の顧客を相手方に配布する法定書面についても想定される。すなわち、法定書面を交付した上で行われる勧誘は、外見上、同一の書面を交付したという「共通の責任原因」に基づく勧誘と見られる可能性があるためである。

もっとも、法定書面の交付義務は、金融商品取引法等を根拠とする法令上の義務であり（金融商品取引法 15 条２項、37 条の３など）、これに反することは許されないものである。従って、日本版クラスアクションの対象事案となるか否かの判断に当たって、法定書面の記載内容ではなく、その交付の事実のみをもって、「共通の責任原因」と判断されることがないように制度運用がなされることが望まれる。

43）例えば、いわゆるワラント取引を巡る訴訟について、平成６年２月 10 日大阪地方裁判所判決は、原告が「約三年間の株式取引経験を有するとはいえ、家庭の主婦のかたわら食堂手伝いをしていたにすぎず……中略……取引の内容としても比較的安定的と見られる投資信託や債券のほかは、せいぜい優良銘柄の株式の現物取引」を行っているにとどまることなどを踏まえて、証券会社の損害賠償責任を認め、過失相殺による損害賠償額の減額を 35%にとどめた。他方、平成７年３月 30 日東京高等裁判所判決は、原告が「事業家的活動も行っており、株式取引については相当程度の経験を有して、熱意のある態度で臨んでいたものであるのみならず、株式取引では損失も被った経験もあり、その危険性は熟知していたものというべきであり、ワラントが株式より投機性が高く、危険性が大きいことも理解していた」として、証券会社の説明義務違反を否定した。

なお、各種の法定書面については、現在、簡素化の議論が進められている。日本版クラスアクションの導入は、他の「消費者保護」の流れとともに、簡素化の議論にも何らかの影響を及ぼす可能性がある。ただし、その方向性については、必要な説明が欠けていたことを理由に訴訟を起こされることを防ぐために簡素化とは逆行するものとなるのか、それとも、消費者に一方的に不利な条項は認められないことから、簡素化（＝分かりやすい内容）の進展を後押しするのか、現時点では明らかではない。

5．約款、交付書類との関係

約款に記載してあれば、業者は免責されるという考え方は、法令・判例が「消費者保護」を強く意識している現状の下では、必ずしも妥当しないものと考えられる。このことは、前述１節の消費者契約法の規定や、債権法改正の動きなどを見ても明らかであろう。むしろ、日本版クラスアクションとの関係でいえば、多数の消費者を相手方とする約款に消費者にとって一方的に不利益な契約条項が含まれていたようなケースは、「消費者の利益を一方的に害する」（消費者契約法 10 条）として無効・取消し等の対象となる消費者契約として、対象事案であるとの認定がなされやすいパターンではないかと考えられる。

6．システム・トラブル、個人情報漏洩

システム・トラブル事案や個人情報漏洩事案が、日本版クラスアクションの対象事案となるか否かも大きな論点であろう。もっとも、これらの事案は、金融分野に限った問題ではなく、既に多く論じられているテーマである[44]。従って、ここでは次の２点を指摘するのみにとどめ、深くは論じない。

まず、金融商品取引法及びその関連法令上、電子情報処理組織や個人情報の適切な管理体制の構築が金融商品取引業者等に義務付けられている点である（金融商品取引法 40 条２号、金融商品取引業者等に関する内閣府令 123 条１項６、７、14 号など）。もちろん、このことから直ちに損害賠償責任が認められるわけではないと考えられる。しかし、例えば、契約や約款により個人情報の適切な管理義務が課されており、かつ、漏洩によって顧客に損害が生じている場合には、「消費者契約に債務不履行等がある場合の損害賠償請求権」（「骨子」）などとして、日本版クラスアクションの対象事案となり得るものと思われる。その場合、同様の法令上の規制を有しない業態と比較して、より厳しい司法判断が下される可能性は否定できないだろう。

次に、金融商品取引業者のシステム・トラブル事案の場合、日本版クラスアクションの要件である多数性（金融商品取引業者の顧客全体）と共通性（システム・トラブルにより取引できなかった）については当てはまる可能性が高いが、支配性についての認定は難しいように思われる点である。金融商品取引業者のシステム・トラブルにより取引ができなかったという損害は、一種の機会損失だと考えられ、その損害額を、算式等で一律に算定することは困難であるものと考えられるためである。

7．金融ＡＤＲ

金融商品取引を巡る紛争解決手続として、2009 年の金融商品取引法等の改正により金融Ａ

44）武井（2011）pp.104-105 など。なお、「骨子」は、そのシステム・トラブルや個人情報漏洩が、消費者契約の債務不履行等を構成する場合にのみ、損害賠償請求権が認められるという考え方を採用しているように思われる。

ＤＲ制度が創設された。現在では、証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）をはじめとする金融ＡＤＲが既に活動を開始しており、一定の成果を挙げている。ここで問題となるのは、金融ＡＤＲと日本版クラスアクションが同時に並行して進む可能性があることである。

本来、金融ＡＤＲ制度は、中立的な紛争解決機関が顧客と業者の和解を進めることにより、低コストで実効性の高い紛争解決を実現することが目的であった。そのため、訴訟は、両者の間での和解が不調となった場合に実施されることが想定されており、両者が並行して進むことは想定されていない。ところが日本版クラスアクションは、個々の顧客の意思とは無関係に特定適格消費者団体によって一段階目の手続が進められるため（前掲図表３参照）、結果的に金融ＡＤＲによる和解と日本版クラスアクションによる訴訟が同時並行して進行することが生じ得る。

その結果、業者サイドにおいて、金融ＡＤＲにおいて「法的責任はないと考えるが、道義的責任は感じるから譲歩に応じよう」というインセンティブが失われ、全面的に訴訟での「徹底抗戦」にシフトすることが懸念される。このことは、金融ＡＤＲを通じての早期解決を望む顧客にとっても大きな不利益となるものと考えられ、顧客救済の観点からも疑問が生じることとなろう。

もっとも、金融ＡＤＲが万能ではないことも事実であろう。例えば、金融ＡＤＲは１対１の解決には適しているが、多数の案件をまとめて処理するには適さないとの指摘もある[45]。その意味では、運用によって両者の役割分担が明確にされる、すなわち、同じ案件について両者が並行して進むことが排除されるのであれば、前記の問題を解消できる可能性があるかもしれない。

４章　金融商品取引法における消費者救済の最近の取り組み

金融商品取引を巡る消費者救済については、これまでも様々な対策が講じられてきている。例えば、既に紹介した有価証券報告書等の虚偽記載について損害推定規定や発行会社の無過失責任が定められたこと（３章２節）や、金融ＡＤＲの創設（３章７節）などがある。また、金融商品取引法そのものではないが、金融商品販売法において説明義務を怠った業者の損害賠償責任（無過失責任）や損害推定規定が設けられているのもその一環だろう。

最近でも、特に、無登録業者によるいわゆる未公開株やファンド等の販売・勧誘が社会問題化したことを受けて、次のような取り組みが行われている。

１．裁判所の緊急差止命令

2010 年 11 月、無登録で未公開株等の勧誘を行っていたコンサルティング会社およびその会社と連携して自社の株式等を有価証券届出書の提出を行わないで勧誘していた発行会社に対して、証券取引等監視委員会は、裁判所への緊急差止命令の申立てを行った[46]。これを受けて、東京地方裁判所は緊急差止命令を発令した。これは、金融商品取引法 192 条に基づく緊急差止命令が初めて発動された事例として、画期的な意味を持つものと考えられる。

金融商品取引法 192 条に基づく緊急差止命令

45）児島・足立・長谷川（2011）参照
46）証券取引等監視委員会のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm）参照

とは、裁判所が「緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは」、内閣総理大臣（実際の権限は、金融庁長官、証券取引等監視委員会に委任）の申立てにより、違反行為の禁止又は停止命令を出すことができるという制度である。規定自体は古くから存在したが、長い間活用されず「抜かずの宝刀」と呼ばれていた[47]。それが2008年の金融商品取引法改正により証券取引等監視委員会にも申立権限が委任され、2010年改正では差止命令に違反した者に対する罰則強化が行われた。こうした環境の整備を受けて、無登録業者によるいわゆる未公開株勧誘に対して、「抜かずの宝刀」が鞘から抜き放たれることとなった[48]。

金融商品取引法の下では、金融商品取引業者に対しては、金融当局は行政処分権限を有している（金融商品取引法52条など）。従って、金融商品取引業者が投資者・消費者保護上、問題のある行為を行った場合、登録取消し、営業停止などの処分を下し、投資者・消費者被害の拡大を防止することができる。加えて、金融当局は、金融商品取引業者に対して破産手続開始の申立権も有するため（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律490条）、資産の散逸を防止する措置を講じることもできる。

しかし、無登録業者の行為に対しては、金融当局は直接的な処分権限を有していないため、従来、有効なエンフォースメントの手段が乏しいとされてきた。もちろん、本来、免許・認可・登録が必要な業務を無資格で営業する行為に対しては刑事罰が科されることになっている（金融商品取引法197条の2第10号の4～6）。しかし、実際に刑事罰が科されるためには、刑事裁判を経る必要があり、迅速な対処が難しいことが多いものと考えられる。

金融商品取引法192条に基づく緊急停止命令という手段が実用可能となったことで、今後、投資者・消費者被害の拡大防止の実効性が高まることが期待される。

2．無登録業者による未公開有価証券の売付け等に対する民事ルール

2011年5月に成立した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、無登録業者に対する規制強化が行われている。この中で、無登録業者による未公開有価証券の売付け等の法的な効果に関する規定（民事ルール）が創設されている（2011年11月24日施行）。

具体的には、「無登録業者」が、「未公開有価証券」につき売付け等[49]を行った場合、顧客による未公開有価証券の取得を内容とする、その売付け等に係る契約又はその売付け等により締結された契約（以下、「対象契約」という）は、原則、無効とされる（金融商品取引法171条の2第1項）。

ただし、その無登録業者、又は売付け等の対象

47）高邑（2010）p.25
48）高邑（2010）p.25は、「オンサイトで金商法違反行為に目を光らせることのできる証券監視委にも権限が委任されることとなり、『抜かずの宝刀』の行使に向けた環境が整えられた」としている。
49）「売付け等」の範囲は、「売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為」と定められている。そのため、無登録業者が仲介を行い、契約自体はその無登録業者以外の者（売主、発行者）との間で締結するようなケースも、この規定の適用対象となり得る（つまり、契約は、原則、無効となる）。

となった未公開有価証券の売主・発行者（対象契約の当事者に限る）[50]が、次のいずれかを証明したときは、この限りではない、つまり、契約は有効である（金融商品取引法 171 条の２第１項）。

◇その売付け等が顧客の知識、経験、財産の状況、対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと、又は
◇その売付け等が不当な利得行為に該当しないこと

以上をまとめると、無登録業者が未公開株式などの売付けや仲介を行った場合、その無登録業者が取引の適切性・正当性を立証できない限り、その売買契約は無効とされることとなる。言い換えれば、売買契約の効力が争われる局面での挙証責任が、顧客（消費者）サイドから無登録業者サイドに実質的に転換されることとなる。

これは、過去の判例などを踏まえれば、金融商品取引法の規制に反する無登録業者が、情報開示の不十分な未公開株式等を売付けることは、それ自体、公序良俗に反する違法な行為であり、民法上も無効とされる蓋然性が高いとの判断に基づくものと考えられる[51]。

なお、今回の改正により、次のような効果が期待できると金融庁は説明している[52]。

➢国民生活センター等による、無登録業者に対する代金返還交渉の仲介が容易に
➢裁判での被害者の立証責任が軽減される
➢裁判所による無登録業者の資産の散逸を防ぐための保全命令の迅速な発出が可能に　等

（出所）金融庁資料（脚注 52 参照）

５章　金融商品取引において求められる消費者救済とは？

以上の議論を踏まえて、最後に金融商品取引の分野において、日本版クラスアクション制度が果たすべき機能について考察してみたい。

今日、「消費者保護」の重要性は、衆目の一致するところである。特に、各種の消費者被害が社会問題化している中、そうした消費者被害からの救済対策が喫緊の課題であることも、異論のないところであろう。

消費者被害からの救済対策としての観点から、日本版クラスアクションに期待される効用は、２章で見た通り、次の点にあるものと考えられる。

（消費者サイド）費用対効果の点で、従来の枠組みでは、訴訟による解決が経済的合理性を持たない少額被害案件（広く薄い案件）について、同種で多数の損害賠償請求権を束ねることによってコストを削減し、訴訟による解決を現実化する。
（企業サイド）紛争を１回の訴訟で解決できる。

しかし、３章で検討したように、金融商品取引に関する事案の多くは、日本版クラスアクションの３つの要件のうち、特に支配性について該当し

50）文言上、無登録業者を相手方とする契約だけではなく、未公開有価証券の売主・発行者を相手方とする契約の有効性を争うケースも想定した内容となっている。
51）金融庁資料（http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/sankou.pdf）、東京地方裁判所 2007 年 12 月 13 日判決（平成 17 年（ワ）第 26032 号）参照。
52）金融庁資料（http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/sankou.pdf）

ないものと考えられる。これは、金融商品取引の目的・手法などの個別性・多様性から、同種の瑕疵を原因とする被害であっても、その内容・程度は千差万別であることが理由であると考えられる。その意味では、本来、クラスアクションが得意とする同種大量少額の「広く薄い案件」とは異なった性質を持っているといえるだろう。

金融商品取引を巡る紛争は、個々の被害者が、その目的・手法などに合わせて納得性の高い紛争解決を図ることが、本来あるべき姿であると考える。そして、そのような紛争解決手続が実現することは、業者にとっても信頼性向上につながるはずだとして導入されたのが金融ＡＤＲであったはずである。

私見だが、無理やり一つのクラスにまとめて解決を図るという方法は、本来、金融商品取引において、特殊な事例を除き、顧客にとっても必ずしも望ましいものとは思われない。むしろ、金融ＡＤＲによる解決が、適切に機能するように工夫することの方が建設的であると考えられる。

もっとも、運用などを工夫することにより、金融ＡＤＲの手続による解決を尊重しつつ、金融ＡＤＲの手続では対応することが困難な案件（例えば、業者が非協力的で解決に応じようとしない、多数の案件をまとめて処理できた方が顧客・業者の双方にとって望ましいなど）を対象に、日本版クラスアクションが補完的な機能を果たすように役割分担ができるのであれば、それは一つの方法といえるかもしれない。

また、訴訟による解決を図る場合でも、金融商品取引法や金融商品販売法においては、個々の投資者・消費者による立証負担を軽減するため、挙証責任の転換を図るなどの手続上の対応が、これまでとられてきた。日本版クラスアクションの導入は、従来の前提が崩れたとして、これまでの手続上の対応が見直される契機となる可能性もある。これも投資者・消費者の救済の観点から、本当に望ましいこととはいえないだろう。この点において、「骨子」が金融商品取引法など特別法に基づく請求権を除外する考え方を示していることは評価できる。というのも、「骨子」の想定する制度下では金融商品を巡る紛争を金融商品取引法に基づく請求権として日本版クラスアクションを提起することはできないからである。もっとも、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権としてであれば、その紛争について日本版クラスアクションが提起される可能性はある。ただし、この場合、挙証責任の転換等は認められないこととなる。

そもそも、金融商品取引による被害は、「生命」や「身体」に及ぶものではなく、あくまでも「財産」上の損害である。その意味では、救済すべき案件のプライオリティも、日本版クラスアクションが得意とする「広く薄い案件」よりも、「狭くても重い案件」（例えば、老後の生活資金の大部分を詐取されたというようなケース）の方が高いと思われる。

また、近年、特に社会問題化となっているのは、無登録業者による未公開株勧誘などのいわゆる「悪質商法」的な事案である。これは、行為者の逃走や財産隠匿などのため、そもそもクラスアクションなどの私法的救済による解決は困難な事案であり[53]、行政処分や刑事手続などによる解決が求められる分野である。

このような観点に立てば、現在、金融当局が進めている方向性（被害拡大防止のための緊急差止

53）中川（2010）p.40 など

命令、不当利得の散逸防止など）は、時宜を得た適切なものだと考えられる。わが国における消費者保護の施策全般についても、こうした案件に対する対応（例えば、いわゆる「悪質商法」事案における加害者財産に対する資産保全[54]など）が優先されるべきではないかと思えてならない。

多くの社会人にとって、オフィス、店舗、工場で働いている時間は「事業者」側の「人」であっても、帰宅すれば「消費者」側の「人」となる。このように「人」は経済生活を営む上で、通常、一方的に「消費者」あるいは一方的に「事業者」の立場のみに立つものではなく、両方の立場を併せ持って暮らしている存在である。そのように考えれば、いたずらに「消費者対事業者」の対立構造を煽るのではなく、消費者、事業者の双方にとって納得性の高い形で、消費者被害救済制度が整備されることが求められよう[55]。

いずれにせよ、いわゆる日本版クラスアクションは、社会・経済・産業・生活などに大きな影響を及ぼすことが予想されるテーマである。それだけに、今後、法制化に向けて十分に議論が尽くされることを期待したい。

【参考文献】

・大村雅彦(2009a)「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)」、『NBL』No.911(2009年8月15日号) pp.34-42
・大村雅彦（2009b）「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（下）」、『NBL』No.912（2009年9月1日号）pp.82-92
・金澤浩志（2011）「消費者庁における集合訴訟制度導入の検討・議論状況」、中央総合法律事務所 “CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS”（2011新春号）p.11
・鹿野菜穂子「集団的消費者被害の救済制度と民事実体法上の問題点」、民事法研究会『現代消費者法』No.8（2010年9月15日）pp.16-25
・黒沼悦郎（2004）「証券取引法における民事責任規定の見直し」、『商事法務No.1708』（2004年9月15日号）pp.4-11
・児島幸良・足立格・長谷川慧（2011）「集団的消費者被害救済制度（集合訴訟制度）の概要」、森・濱田松本法律事務所 Financial Regulation Bulletin、2011年9月
・小谷融・内山正次（2007）『金融商品取引法におけるディスクロージャー制度』、税務研究会出版局、2007年
・近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎（2009）『金融商品取引法入門』、商事法務、2009年
・高邑聡（2010）「無登録業者等に関する金商法192条申立てについて―証券監視委が投資家被害拡大を食い止める強力な武器に―」、『週刊金融財政事情』（2010年12月13日号）pp.24-28
・武井一浩（2011）「集合訴訟制度について」、資本市場研究会『平成22年度委託調査研究会活動報告～目指すべき資本市場のための規制・法律の改革～』（2011年10月）pp.95-107所収
・千葉恵美子（2011）「消費者取引における情報力の格差と法規制」、民事法研究会『現代消費者法』No.12(2011年9月15日）pp.68-78
・中川丈久「消費者被害の回復―行政法の役割―」、民事法研究会『現代消費者法』No.8（2010年9月15日）pp.34-42

54）この問題については、消費者庁「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」が2011年8月に取りまとめを発表している（http://www.caa.go.jp/plannning/pdf/kentouteam-torimatome.pdf）。

55）落合誠一中央大学法科大学院教授は（消費者と事業者は）「両方があってはじめて社会が成り立っており、切っても切れない関係でありますから、あるべき姿は、共存共栄以外にはあり得ないと考えております。それゆえに集合訴訟・集団訴訟を導入するのであれば、どちらか一方のみが得をするものではなく、共存共栄という目標を実現するにふさわしい集合訴訟・集団訴訟を構築しなければなりません」（西村高等法務研究所（2011）p.16）と指摘している。金澤（2011）も参照

・西村高等法務研究所（2011）（責任編集）、落合誠一・武井一浩・矢嶋雅子・尾崎恒康・石井輝久（編著）『集合訴訟の脅威』、商事法務、2011 年
・長谷部由起子（2009a）「オランダの集合的和解制度の概要（上）」、『NBL』No.913（2009 年 9 月 15 日号）pp.71-75
・長谷部由起子（2009b）「オランダの集合的和解制度の概要（下）」、『NBL』No.914（2009 年 10 月 1 日号）pp.54-62
・三木浩一（2009a）「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（上）」、『NBL』No.915（2009 年 10 月 15 日号）pp.46-54
・三木浩一（2009b）「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（下）」、『NBL』No.916（2009 年 11 月 1 日号）pp.51-57
・三木浩一（2010）「集団的消費者被害救済制度の展望と課題」、民事法研究会『現代消費者法』No.8（2010 年 9 月 15 日）pp.4-15
・三木浩一・奥宮京子（2009）「今注目される『集合的権利保護訴訟』とは何か」、『NBL』No.911（2009 年 8 月 15 日号）pp.21-31
・三木浩一・尾島史賢（2010）「ブラジル連邦共和国における集合訴訟制度の概要」、財団法人比較法研究センター（2010）pp.125-142 所収
・山本和彦、荻野奈緒（2010）「フランスにおける集団的消費者被害の回復制度」、財団法人比較法研究センター（2010）pp.104-124 所収

【各種報告書】
・消費者庁「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」、http://www.caa.go.jp/planning/index10.html
・消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」、http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html
・内閣府生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」、http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torimatome.pdf
・消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」、http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf
・財団法人比較法研究センター（2010）「アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書」（2010 年 3 月 26 日）、http://www.caa.go.jp/planning/index.html

［著者］
横山 淳（よこやま じゅん）

資本市場調査部 制度調査課
主任研究員
担当は、会社法、金融商品取引法、取引所規則、金融制度